

議案第89号

北海道市町村総合事務組合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約を次のとおり変更する。

北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

北海道市町村総合事務組合規約（平成31年2月22日市町村第1877号指令）の一部を次のように変更する。

別表第1 檜山振興局(11)の項中「(11)」を「(10)」に改め、「、江差町・上ノ国町学校給食組合」を削る。

別表第2の9の項中「、江差町・上ノ国町学校給食組合」を削る。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行する。